

新型コロナウイルスに関連する差別行為や嫌がらせにご注意ください

【ポイント】

- 新型コロナウイルスを原因として、アジア系市民に対する差別行為や嫌がらせが発生していますのでご注意ください。
- 万一被害に遭った場合は、ご自身の身の安全を確保することを最優先し、急いでその場を立ち去ってください。

【本文】

1 アジア系市民に対する差別行為や嫌がらせ

新型コロナウイルスを原因として、アジア系市民に対する差別行為や嫌がらせが発生しています。4月15日（水）には2人の女性アジア系留学生が、メルボルン市内において、白人女性に人種差別的な言葉を浴びせられた上で髪を引っぱられる事件も報道されています。

また、少数ですが在留邦人の方々から大使館や総領事館に差別被害や嫌がらせに遭ったとの報告を受けています。

2 被害に遭われた場合の対応

アジア系に対する差別行為は、相手が日本人と認識しているか不明であり、また、日本人のみが対象となっているものではありませんが、万が一被害に遭った場合は、ご自身の身の安全を確保することを最優先し、急いでその場を立ち去ってください。

被害に遭われた場合は、その程度に応じ以下の要領で通報願います。

(1) 通報先

身に危険が差し迫る場合（暴行を受けたり、脅迫される等）

緊急（警察・救急・火災）：000番（国内共通）

緊急性を要しない場合、或いは身の危険を感じる被害でない場合（差別的言動を受ける等）

ポリスアシスタントライン：131-444（国内共通）

(2) 通報内容

被害状況（怪我の有無も含む）、時間、場所、犯人像（性別、人数、年齢、服装、逃走方向）

(3) 英語に不安のある方

TIS (Telephone Interpreter Service：131-450) の日本語通訳者を通じての三者間通話が可能です。

(ア) 緊急の場合

000に電話をします。オペレーターに「警察・救急・火災」どれが必要か聞かれます。

「Police, and Japanese please.」と伝えると、通訳者を交えての三者間通話が可能になり

ます。

(イ) 緊急でない場合

TIS 1 3 1 - 4 5 0 に電話をします。オペレーターに「Japanese please.」と依頼し、日本語通訳者に繋がったら、連絡したい組織名と電話番号（ポリシアシスタントライン：1 3 1 - 4 4 4）を伝えてください。通訳者がその番号に電話して、三者間通話が可能になります。

○豪州内務省ホームページ (Telephone Interpreter Service)

<https://www.tisnational.gov.au/Home/Help-using-TIS-National-services/Contact-TIS-National>

【その他参考となるサイト】

○豪州人権委員会

<https://www.humanrights.gov.au/our-work/commission-general/covid-19-information>

同委員会では、差別や嫌がらせ等に関し、相手が分かる場合は調停をすることが可能です。

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>